

生涯スポーツと体育科教育 ～保育・初等教育教員養成への視点～

須賀由紀子

生活文化学科 生活文化研究室

Lifelong Sport and Physical Education
～A Viewpoint for the Nursery and Elementary School Teacher's Training Program～

Yukiko SUGA

Department of Human Sciences and Arts, Jissen Women's University

Enjoying the life of doing, assisting and watching several sports for lifetime is very effective to make the life healthy and worth living. So it is important to qualify the physical education in childhood because it might have an effect on making the basic attitude toward the lifelong sport. The aim of this paper was to search for better way for the teacher's training program and curriculum for the elementary and nursery school teachers, considering three points of view in the relations of the lifelong sport and physical education; those were 1) the issues to realize the lifelong sport society in Japan, 2) the contents of new guidelines for the course of elementary study (physical education), 3) the connections between the physical education in elementary school and the physical playing activity in nursery school. Through this search, the author found out that it was important the teachers had the attitude to love sport for making the physical activities full of joy for the children. The conclusion proposed that the curriculum of teacher's training program should mix the general education to understand the value of sport for human beings with the specialized education for getting the teacher's skill and ability.

Key words : lifelong sport (生涯スポーツ), physical education (体育科教育), quality life (クオリティライフ), teacher's training (教員養成), relations between nursery and elementary school (保幼小の関係)

1. はじめに

新学習指導要領が、小学校では平成 23 年 4 月より全面実施となった。今次の小学校学習要領において、体育科では、その目標として、従前の「運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」という文言に、「生涯にわたって」という言葉が加えられて、「生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てる」と修正された。「生涯の豊かなスポーツライフへの基礎としての小学校体育」という位置づけが、より明確に意識されている。

健康や生きがいに関わるスポーツの充実は、豊かな生活文化の大切な要素である。今後、長寿化、少子高齢化傾向がさらに進行することが予想され、生涯心身

健やかなライフスタイルを自らの手で獲得していく姿勢がますます求められる。そのことに鑑みても、学校体育の充実、国民全体の生活の質、生活文化の向上に関わる重要な事柄と言ってよい。とりわけ幼少年期は、運動発達段階からみて、生涯のスポーツライフを決定づける大事な時期である。従って、小学校で出会う体育科教育、および、その前段階の保育園・幼稚園での運動遊びの充実は重要であり、それを担う保育者・初等教育教員の役割は非常に大きい。大学における養成教育の内容も、この点を踏まえた上で質の向上をしていく必要がある。

そこで、本稿ではあらためて、「生涯にわたる豊かなスポーツライフ」との関わりの中で幼少年期の体育・

運動遊びの意義を問い直し、「生涯スポーツの時代」を意識した保育者・教員養成教育のあり方の指針を得ることを目的とする。

手順は以下の通りである。まず、スポーツの価値についてのグローバルな視点に照らしながら、今日到達した「豊かな生涯スポーツライフ」の理念と学校体育との関係を明らかにする。次に、今次の小学校学習指導要領における体育科教科内容の特徴を、戦後の要領の変遷を辿る中から捉え、今、生涯スポーツに向けて小学校体育で重視されることは何かを捉える。さらに、生涯スポーツの要となる「動ける身体」の基礎は、幼児期からの運動経験にあることから、幼児期の運動遊びについて、小学校体育との関わりの観点から検討し、養成教育への視点を得る。最後に、スポーツの文化的価値の視点を加え、「生涯スポーツの時代」を意識した保育者および教員養成教育の展開について考察する。

2. 生涯スポーツ社会の到来

1) 欧州先進国—スポーツは「基本的人権」

「生涯スポーツ」は、文字通り「生涯を通じてスポーツに親しむこと」¹⁾であり、生涯スポーツ社会とは、幼年期から高齢期までのそれぞれのライフステージにおいて、「いつでも、どこでも、だれとでも」、様々なかたちでスポーツに親しみ、健康に留意し、楽しみや自己実現をはかる社会である²⁾。

今日の生涯スポーツの考え方は、1960年代の欧州先進諸国の「スポーツ・フォー・オール運動」にあるとされる。そこで、最初に、欧州におけるスポーツ観について触れる。

「スポーツ・フォー・オール」は、スポーツを「すべての人々が享受すべき権利（基本的人権）と位置づけるもので、1975年の第一回ヨーロッパ・スポーツ担当閣僚会議において「ヨーロッパ・スポーツ・フォー・オール憲章」として明文化された。スポーツは、あらゆる人種、性別、年代や階層などの違いを超えて、すべての人々がその参加を保障され、享受されるべき生活文化であり、国家がスポーツを振興する政策を推進する必要があるとされた³⁾。これが、1978年にはユネスコの「体育およびスポーツに関する国際憲章」へと結晶し、基本的人権としての「スポーツ権」が謳われた。

一方、スポーツは「世界共通語」という特徴を持つ。その価値があらためて強調されたのが、1992年の「新ヨーロッパ・スポーツ憲章」である。この年は、ベルリンの壁が崩壊して東西の融和が課題となった。そのような時代の中で、一定のルールを共通言語とし、誰もが、民族・性別・貴賤の区別なく関わり楽しむことのできるスポーツの推進を通じて、様々な連携、差別の撤廃、平和的融合がめざされたのであった⁴⁾。

また、「オリンピック憲章（2007年改正）」では、「肉体と意志と知性の資質を高めて融合させた、均等のとれた総体としての人間」をめざするのがオリピズムであり、それは「努力のうちに見出される喜び、よい手本となる教育的価値、普遍的・基本的・倫理的諸原則の尊重などに基づいた生き方の創造」であると謳われている⁵⁾。「スポーツを行うことは人権の一つである」とされ、人種、性別、政治、宗教などによるいかなる差別も認められないことを明文化している。

スポーツは、心身の健康維持によいばかりでなく、フェアプレイの精神は好ましい社会性を育む。その人間形成に関わる教育的価値、健全な生き方の創造への関与、世界平和の視点などからみて、文化的な生活の創造に結びつくスポーツの意義は大きく、すべての国民がスポーツを享受する機会を保障することは、幸福の追求を支援する国として当然である。このような考え方が、グローバル・スタンダードとして確立してきたといえよう⁷⁾。

2) 日本 — 行政用語としての「生涯スポーツ」から

わが国では、1949年に制定された社会教育法の中で、学校外の場で行われる体育・レクリエーション活動に対して「社会体育」という言葉が使われた。これは、意欲や関心を主体とする青年・成人の活動であったため、形式上は「生涯スポーツ」と呼んでもよいものだが、実態は生活の合間の余技運動であり、「基本的人権としてのスポーツ」という考え方には遠いものであった。

その後、戦後の日本の体育・スポーツ振興に大きな影響を与えたのが、1961年の「スポーツ振興法」である。1959年の東京オリンピック開催決定を受けて成立したもののだが、結果的に広く国民一般のスポーツに対する関心、意欲、実践の振興に貢献するものとなった。この法において、スポーツは「運動競技および身

体活動(キャンプ活動その他の野外活動を含む)であって、心身の健全な発達を図るためにされるもの」と定義づけられ、「国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活への寄与」を目的として、国民が自主的にスポーツをすることができる環境を国が整えていく姿勢が示された。ここでスポーツは、競技スポーツだけではなく幅広い活動であるとされたが、一方で、「わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするための必要な措置」が求められており、また青少年のスポーツ振興に関しても、スポーツ少年団など競技志向性の強いものがめざされ、今日のような「楽しみのための」「健康のための」「ライフステージに応じた欲求充足のための」という幅広い意味での生涯スポーツの価値の掘り起こしは、まだなされていなかった。

やがて、高度経済成長の生活価値観から、オイルショックを経て、生活の質重視への転換が意識される時代となり、時間価値充足型のスポーツへの関心が寄せられるようになる。この頃、先に述べた欧州先進国の「スポーツ・フォー・オール運動」の考え方が日本に浸透し、「みんなの(ための)スポーツ」がスポーツ振興のキャッチフレーズとなった。その結果、それまでの「競技スポーツ」を中心としたスポーツ振興に対して、「市民スポーツ」がスポーツ振興のもう一つの柱となり、1988年、当時の文部省体育局に、競技スポーツ課と別に「生涯スポーツ課」が設置される。そして、1990年に「第1回生涯スポーツ・コンベンション」と銘打つ全国協議大会を開催されたことから、「生涯スポーツ」という言葉が流行することになった。こうして、スローガンとして「生涯スポーツ」が掲げられるようになったものの、実際は行政主導のイベント事業がその中身であり、生涯スポーツの意味や内容についての理解がすすんだとは言えなかった⁶⁾。

しかしながら、国民のスポーツ・ニーズが高まる社会状況が進んだ。長寿化・少子高齢社会の到来、および、仕事最優先・仕事一辺倒の生き方から、自分らしい時間や自分の人生の充実を考えようというワークライフバランスの考え方の促進、総じて言えば、「余暇時代」の確実な進行である。人々は、健康に対する留意から、スポーツの価値に目を向けるようになった。そして、余暇時間の中で、健康・絆・自己実現という、人生の豊かさを享受する手だてとして、スポーツが広く国民生活の中に選び取られ、浸透していくように

なっていくのである。

こうした時代を背景に、2000年に「スポーツ振興基本計画」が出された。これは、1961年に制定された「スポーツ振興法」に則って、スポーツ振興を図るための向こう10年間の基本計画の指針が示されたものである。この中で、スポーツは「人生をより豊かにし、充実したものとするもの」と意義づけられ、「人間の身体的、精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである」「明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している」と表現され、グローバル・スタンダードであるところの「(基本的人権としての)スポーツを行う権利」の趣旨をふまえた表現が採られた。戦後すぐの社会教育の一環としての体育・レクリエーションや、競技スポーツ振興との関わりの中の体育・スポーツといったとらえ方から大きく進展し、スポーツ権は、人として生きるための土台となる基本的人権であることが示され、人類共通の文化の架け橋となるスポーツを通しての健康・喜び・生きがいの促進をはかることの意義が明文化されたのであった。

この基本計画では、深刻化する子どもの体力低下とも相俟って、「子どもの体力の向上方策」「生涯スポーツの実現に向けた地域スポーツの推進(総合型地域スポーツクラブ)」「競技スポーツの国際競争力向上」の3本が柱に置かれた。とりわけ、すべての子どもたちが運動に出会う場である「学校体育・スポーツ」は、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培う重要なものとして位置づけられた⁷⁾。

その後、2010年には「スポーツ立国戦略」が策定され、スポーツは「新しい公共」を育むものと謳われ、「すべての人」が、「する」「みる」「支える(育てる)」という様々なスタンスでスポーツに関わり、健康で健全で、豊かなつながりある暮らしを実現していく社会がめざされ、国民の「スポーツ権」が明確に示されている。その中で、「豊かなスポーツライフを実現する基盤となる学校体育・運動部活動の充実」が明記され、「学校」「生涯」「競技」の3つが連携しあって、新しいスポーツ文化の形成に向けていく考え方が確認されている。

このような変遷を経て、「国民生活における多面に

わたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、「スポーツ立国の実現を目指す国家戦略として」、2011年には、「スポーツ振興法」の全面改訂となる「スポーツ基本法」が、わが国における今後のスポーツ振興の根幹をなす立法として、成立をみることとなった。1961年の「スポーツ振興法」から、経ること半世紀である。スポーツはすっかり大衆化・高度化・多様化し、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもの」とであると規定され、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々にとっての権利」と法律に明記されたのである。わが国でも、「基本的人権としてのスポーツ権」の受け皿は整えられたといえよう。

今や機は熟し、個人個人が、どれだけ、そこに内発的な意味、人間的意義の深さを感じ取り、人生の意味、人が生きることの意味を重ねていけるかどうか、「生涯スポーツ社会」の課題である。しかしながら、地域スポーツ振興の旗印として掲げられた「地域総合型スポーツクラブ」も、設置数は右肩上がりに上昇を重ねているが、運営内容の質の面での停滞が問われ続けている現実⁷⁾や、地域スポーツの活性化を担うスポーツ推進委員（旧：体育指導委員）も形骸化するのではないかと危惧されていることなどから、その道のりは遠い。「(基本的人権としての) スポーツ権」が明文化されても、「スポーツが国民福祉の向上につながる」と考える基盤のないわが国⁸⁾においては、スポーツを、暮らしの文化として内から捉える基盤が弱い⁹⁾。

「もの」の豊かさから「こころ」の豊かさへ、「つながり」「意味」の豊かさを求める社会へという時代の転換期の中で、生活の質を向上させる一つの方向性として、生涯スポーツ社会の実現は大きな可能性を秘めている。問題は、一人ひとりが、スポーツとよい出会いができるかどうかである。今、その課題に対して大切な役割を担うのが、「学校体育・スポーツ」なのである。とりわけ、幼少年期の運動との出会いを作る保育者および初等教育教員の役割はきわめて重要である。目前の「子どもの体力向上」も大きな課題だが、あわせて、もっと広い意味での国民生活全体の質の向上へとつながる運動・スポーツの価値との出会いを作る、という意識を持つことが求められる。

3. 生涯スポーツの充実に向けて

1) 学習指導要領で求められる体育科教育の要点

前節でみたように、人がよりよく生きるために大切な価値を持つスポーツを、「する」「みる」「支える」という様々な形で享受する中から豊かな暮らし方（生活文化）が生み出されてくるのがこれからの「生涯スポーツ社会」の理想であり、学校体育は、そうした社会の実現に向けての基礎を培うよう指導されることが期待されている。一方で、体育科教育も、今日の学校教育全体が持つ課題・方向性を背負い、改訂されている。その両方の視野を含むと、今体育科教育の中では、どのような指導に力点が求められるのかを次に整理をしてみたい。

教科の指導内容は、学習指導要領に基づき定められる。そこで、今日の特徴を明らかにするために、これまでの小学校体育の学習指導要領の流れを大まかに捉えていく。

今次に至るまでの戦後以降の学校体育指導内容を振り返ると、大きく言って3つの山があるとされる¹⁰⁾。

一つは、戦後のアメリカ型民主主義をめざす新教育への転換の中で重視された生活体育（1947年学校体育指導要綱、1949年・1953年学習指導要領（試案））である。戦前の軍国主義・体練としての体育から、教育としての体育へと指導内容、方法が変わり、生徒の主体的意志や実感などが重視された。そして、児童の生活を改善し、生活する能力を高めることを目的して体育も内容が考えられた。

しかし、この指導では体系的なものが身につかないとされ、次に、系統性重視の教育課程へと移行された（1958年学習指導要領）。ここでは、非常に多くの内容が体育に持ち込まれ、「運動による教育」観が広まった。さらに科学的水準を上げることへの志向性が強まった次の改訂では（1968年学習指導要領）、内容が精選されたものの、技術指導中心であり、「できる」「できない」によって体育の評価がなされ、学習負担も過大なものとなり、結果的に体育嫌いを生み、これが問題となった。

そこで次に、「楽しい体育」がめざされるようになる。この第三の波——「楽しい体育」では、「運動による教育」から「運動・スポーツそのものの教育」に力点が移ることになる。記録や勝ち負け、できる・できないで追い詰めることなく、運動・スポーツの楽しさが

重視された。背景には、人々のレジャーニーズの高まり、スポーツ・フォー・オール思想の流入、健康のためのスポーツから、生涯の楽しみとして享受すべきとする生涯スポーツの理念の隆盛があった。おりしも、詰め込み教育に対する疑問が呈され、ゆとり教育路線へと、教育内容が変換される時期であった。教育課程も、詰め込みよりも人間性の豊かな育成や個性の伸長を大事と考える「人間性重視」の考え方へ転換された。

この「楽しみ重視の体育科教育」の路線が、基本的に今まで引き続いている。しかしながら、めざされる教育内容には変遷がある。1977年要領では、従前の技能主義が運動嫌いを輩出したことから、できる・できないは問わずに運動の喜びや楽しさを経験させ、運動への愛好的態度を育成することが重点目標となった。次の1989年要領では、1991年の改訂の時に遡って示された「新しい学力観」として、「関心・意欲・態度」が重視され、「何をどう学んだか」「何が身についたか」よりも「学ぼうとする意欲」に重点が置かれた。生徒の主体性や自発的問題解決能力を育てる「めあて学習」の方法も取り入れられるようになった。さらに、「ゆとり」の中で、自ら学び自ら考える「生きる力」の育成という課題が意識された1998年要領では、「運動の学び方の内容」の重視が図られた。

「楽しい体育」路線の中では、運動嫌いに陥らないように「楽しい時」の経験が優先され、結果的に体育で何を学ばせるのかが不鮮明となったことが指摘されてきたが、今次の2008年学習指導要領では、体育に関する学力観に修正がみられる。すなわち、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」が何よりも大事で、それを「どう学ぶか」が学びの中心にある（運動技能の習得）。その学びのプロセスの中で、仲間と助けあって学習したり、筋道を立てて練習や作戦を考え、改善の方法を工夫することなど、意欲や協調性、思考力や判断力を育むことが目指される（態度、思考・判断）。この根底にある考え方は、それまで重視させてきた「意欲・態度」も大事だが、その前提には「知識・技能」の確かな習得あってこそ、という指導方針である。この考え方をより具体化するために、今次の要項では各単元で学ばせるべき内容が明示され、適切な「運動技能の習得」が体系的に行われるよう構成されている。「ゆとり教育」が学力低下を招いたのではないかという反省が、体育科教育にも影響を与えているのである。

このように変遷を追うと、今次の小学校体育で求められる指導の姿勢は、「楽しい体育」を基調とするが、それは「ただ身体を動かして楽しければそれでいい」というものではない。運動の面白さの中心価値を示して生徒の内発的動機づけを高めながら、楽しく「ドリル」（基礎的運動）を重ね、自己発見・自己実現を感じる中で、「運動上手」となる「確かな基礎・基本の技能の習得」を主眼とする。その中で、規範（ルール）を守ることの大切さを知り、仲間と協力しあったり、工夫したりしながら、運動の楽しさや喜びを味わい、運動に進んで取り組む態度や考える力、判断する力を培う。低学年・中学年では、身体を動かす楽しさを、そして、高学年においては、生徒自身の自主性や自発性の中で、より高い技術やより美しいフォーム、より楽しみやすい戦略・戦術の工夫を行いつつ、自分なりの持ち味を出し合って認めあい、運動・スポーツをする楽しさ・喜びを体得し、好きなスポーツを見つけ、生涯にわたりスポーツを愛好する志向性へとつなげていくのである。運動・スポーツを介して、「運動の基礎技能」「ポジティブな態度」「思考力・判断力」を習得していくことが、現代が求める「体育的学力」である、と理解することができる¹¹⁾。

従って、運動・スポーツが本来持つ「面白さ」の本質に誘うことが小学校体育の要となる。そのためには、運動習得についての見通しを持ち、生徒一人ひとりの「運動有能感」を高める工夫が求められる。運動有能感は、「身体的有能さの認知」（自分は運動を上手にできるという自信）、「統制感」（努力や練習をすれば運動ができるようになるという自信）、「受容感」（教師や学習仲間から受け入れられているという自信）の3つから構成される¹²⁾。具体的な手だてとしては、スモールステップのドリルを工夫したり、簡略化したルールでのゲームを行ったりして、運動の喜びを獲得させる。また、体育専科ではない、全教科を担当する小学校教員のために、デジタル教材や「小学校体育活動コーディネーター」の活用なども用意されている。

こうした授業の工夫の源となるのは、教師自身が運動上手であることも大切だが、運動を愛好する心を持ち、教師自身が運動・スポーツの喜びを知り、子どもの運動好奇心を引きだそうとする姿勢であろう。養成教育では、運動習得やスポーツ技術に関わる基本的知識を、学習指導要領の内容に応じながら理解させ、習

得させていくと同時に、知識や方法を生かす土台に、「スポーツの本質的な楽しさとは何か」「生涯にわたりスポーツを愛好していくことの意義は何か」といったスポーツの本質的価値への理解の視点を教授することが必要である。それは同時に、教員となる人材自身のスポーツ観を育て、来る「生涯スポーツ時代」において、自身の生涯スポーツとの出会いを豊かにする。「する」「みる」「支える」いずれかの立場でスポーツに携わり、スポーツの本質を理解する姿勢から、教材を見つめる眼も深められていくと考えられる。

2) 幼児教育との連続性

今回の小学校学習指導要領では、「体づくり運動」が全学年にわたって配されていることも一つの特徴である。運動発達理論が明らかにしているように、動ける身体は、学童期以前の乳幼児期からの育ちの土台の上に成り立つ。従って、幼児教育との連続性にも目を向けなければならない。

幼児教育では、小学校の教科教育とは違い、集団の遊びや生活という環境の中で、子どもの全人的な育ちを支える。保育者は、一人ひとりの子どもが集団の中で安心して遊べる場を持てるよう配慮し、子どもはその中で遊び込んで新しい自分の世界を広げる。そして、仲間との関わりの中で遊びを広げたり、新しいやり方や考え方を発見していく。こうした子どもの発達の姿を見守り育てるのが幼児教育に携わる専門家の役割であるが、このような集団の生活や遊びをしっかりと遊び込むという園生活自体が、豊かなスポーツライフを享受するうえで不可欠な基礎的な運動への志向性、すなわち「関心や態度」「誰とでも仲良く」「思考や工夫の力」「運動技能」を育む基礎となる。

なかでも、「運動技能の習得」「動ける身体」の習得」という意味では、「運動遊び」と呼ばれる、「主からだ全体を使ったり、手足の操作や協応を必要とする遊び」¹³⁾ — 身体を動かす遊びをたくさん保育に取り入れることが望まれる。

現代のライフスタイルの変化は、子どもの生活から遊び環境を奪っており、運動発達への影響も深刻である。中村らは¹⁴⁾、幼児の運動能力は、1985年段階と2007年段階を比べてみると、基本的動作の習得状況の悪化だけではなく、基本的動作（疾走動作、跳躍動作、投球動作、捕球動作、前転動作、平均台動作）の

様式（運動のしかた）の質の低下が見られ、本来幼児期になされるべき動作の習熟・洗練化の遂行が遅れていることを指摘している。この状態が、学童期の体育にも響き、運動習得のゴールデン・エイジである学童期中期以降の運動習得に悪影響を及ぼす。これを改善するためには、体育専門の運動指導者の指導が有効なのではなく¹⁵⁾、幼児期における自由で多彩な運動遊びの充実が、動きの習熟・洗練化の習得に極めて重要である。都市化された環境が子どもたちの生活を取り巻く中、その責務は、その支援に関わる保育士・幼稚園教諭にあり、彼らが、多彩な運動遊びを引き出す保育の環境設定や支援のあり方に高い意識を持ち、そのための理論と方法について理解・熟知していくことが必要になる。

では、多彩な運動遊びを引き出す環境設定や支援のために、保育者が持つべき視点（要素）は何か。ここでは、子どもの主体性が尊重される「森の幼稚園」「リズム遊び」「鬼遊び」の3つの場における遊びの特徴を検討して考察する。

a) 「森の幼稚園」の分析

「森の幼稚園」は、特定の園舎ではなく、森そのものを活動の場とし、そこでの自由遊びを中心に子どもの育ちを支援する教育で、ドイツや北欧で展開されており、近年、その教育力への着目から、日本でも関心が高まっている。自然という場がもつ「第一次的遊び」¹⁶⁾の力を最大限に活用し、子どもの身体と五感を育てる。森の中の活動は、「粗大運動」（歩く、駆け上がる、滑り降りる、くぐる、またぐ、バランスをとって歩く、ジャンプする、木の実を投げる etc.）が多様に発生し、運動の調整力に関わる「時間・空間・力」という3次元の運動調整能力が自発的に引き出され、洗練化される。加えて、「微細運動」（においを嗅ぐ、手触りを感じる、耳を澄ます、微細な昆虫の動きをじっと見つめる、川の流れを感じる etc.）が多様に発生するのも、自然の力である。また、丸太をまたいで「汽車ごっこ」をしたり、物やお金に見立ててままごと遊びをしたりするという遊びは、子どもの自由なイメージを引き出し、身体表現の力を育てる。

石黒は¹⁷⁾、森の幼稚園の活動は、「粗大運動」と「微細運動」の組み合わせの中で、五感を働かせるところに特徴があることを指摘している。粗大運動と微細運

動の多様な組み合わせは、多様な動きを発生させて、運動能力の基礎となる。しかも、森の幼稚園の活動は常に子ども一人ひとりの個々の関心に基づいており、子どもが自主的・主体的に選択し、活動することを中心にしている。それは、認識力や判断力、集中力といった心の発達を助け、そのことが運動の調整能力を高める。また、社会性の発達や知的関心も高め、全人的な育ちに資する。自然の力を最大限に活用する森の幼稚園の活動は、運動遊びを引き出し、子どもの運動能力と意欲を育てる環境として最適であると結論づけている。

「森の幼稚園」の「森」の中にあるものを分析すると、「小道」「急な坂道」「川」「水たまり」「木」「葉」「枝」「花」「木の実」「動物」「森全体」「雨の森」「霜」「氷」といった要素が観察される¹⁸⁾。このことから、「森の幼稚園」の活動を一般化して捉えれば、それは大きな森や林である必要はなく、可塑性に富んだ外遊びを日々保障していく中で育まれていくものである。従って、戸外の自然環境の要素を活用して、保育者が自ら楽しみ、子どもとともに遊びの時間を創り出す積み重ねが、自由な運動遊びをもたらす環境設定の根本とな

ると考えられる。

b) 「リズム遊び」の分析

ここでいう「リズム遊び(リズム運動とも呼ぶ)」とは、齋藤公子によって発案され、長年の保育活動の中で洗練化・定型化されたプログラムである。発達段階に合わせて、どの子どももできる運動であり、入園したその日から、他の子どもたちがやっている中に混じり合っただけで参加することが可能な運動であるという特徴を持つ。毎日やっても飽きず、毎日やることで園生活にリズムが生まれ、むしろ継続することが楽しい¹⁹⁾。年少から年長、保育園では未満児クラスも含めて、みんなが集い、同じ曲で、それぞれの年齢に発達段階に合わせた動き方で、先生や友達と一緒に楽しむことができる。年長になれば「美しく、しなやかに、表情豊かに動く」ということも課題の一つとして達成される²⁰⁾。このリズム遊びは、齋藤の考え方に基づいて運営されている園のほか、全国各地の保育園で取り入れられている²¹⁾。

齋藤は、「ヒトという動物」の最大の特徴は直立二足歩行にあることに着目し、幼児期の発達課題は、しつ

表1 「リズム遊び」の動き方の例

	動き方	リズム感
1.金魚	あおむけに寝て脱力。その場でゆらゆらゆれて。背骨の矯正。	やさしく
2.どんぐり	あおむけから寝返りの再現。足の親指のけり出す力の増強。	めりほり
3.両生類	うつ伏せで、右手・右足、左手・左足セットで交互に踏み出し腹ばい。	力強く
4.こま	曲にあわせて「ハイハイ」「高バイ」「縦ギャロップ」で前進。	軽快に
5.めだか	一方向に空気かき分けフルスピードで、メダカの群れのように息をあわせて全速力で走る。	超特急
6.とんぼ	左右手を広げ、竹とんぼのように回転。そのまま走り、片足をあげてバランスでとまる。	軽やかに
7.汽車	両手を汽車の車輪のように回しながら走る。急停車で瞬時にうつぶせ。すぐに立ち上がりまた走る。	力強く
8.うさぎ	手は耳のところにかざして、または下におろして。曲に合わせて両足跳びでその場で軽快にはねる。	リズムカルに
9.かめ	腹ばいになって両手で両足を掴み、曲に合わせて背中をそらす。	ゆっくり
10.あひる	背筋を伸ばしてしゃがみ、股をしっかりと広げ、踵をあげて足の親指で蹴り出して前進。	ゆっくり力強く
11.かえる	しっかりと脱力してしゃがんだ状態から、曲に合わせて跳び上がる。これを繰り返す。	軽快に
12.馬	縦のギャロップ→急停止→手綱を引く動作を交えて床を踏みしめて歩く→縦ギャロップ。	めりほり
13.とんび	両手を広げて、とんびが飛ぶように、美しく円形の輪を描いて走る。	速く
14.つばめ	両手を斜め後ろにピンと伸ばしてツバメになり、スピードを出して風を切って走り回る。	速く
15.こま	両腕を伸ばしてその場でぐるぐる回る→一旦停止。床に仰向け→立ち上がり→同様に回る。	静動混合
16.踊りのリズム	スキップで、円陣形に移動する。(ギャロップ、ボルカ、フォーローステップも同様)	軽快に
1.スキップ	二人組で手をつなぎ、二人一緒に調子に合わせてスキップですすむ。	軽快に
2.なべなべ底抜け	向かい合って両手をつなぎ、「なべなべそこぬけ」のわらべうたに合わせて二人で動く。	楽しく
3.二人ボート	向かい合って両手をつないで足を伸ばして座り、交互にあおむけに倒れる。	ゆっくり
4.後ろ向きの二人ボート	後ろ向きに互いに腕を組んで足を前に伸ばして座り、交互に背中にのりあう。	ゆっくり
5.足を持つ二人の馬	「ハイハイシ」のうまのリズムに合わせて、手押し車ですすむ。	軽快に
6.そり	一人は足を伸ばして床に座り、もう一人が、その子をひっぱってすすむ。	軽快に
7.飛び跳ねる	二人組で手をつなぎ、二人一緒に調子に合わせてギャロップですすむ。	軽快に
8.足のじゃんけん	向かい合い、「ももたろう」の曲に合わせて、飛び跳ねながら、足じゃんけんをする。	楽しく
お話	小鳥になって、集まっていく。集まった時にしゃがんで、くちばしでおしゃべりする動作を入れる。	楽しく
3.兄弟すずめ	3人で組をつくり、調子に合わせて前進したり、スキップで隊形移動したりする遊び。	楽しく
4.ちょう	蝶になって舞う。手のしなやかな動きと足の速い動きという複雑な組み合わせ。美しさが必要。	美しく
5.毛虫	8人組でつながりしゃがみ、「いも虫ごろごろ」の歌にあわせてゆっくり移動。さなぎになって止まる。蝶になって移動して新たな8人組をつくる。	楽しく
競争	1.ボートレース 複数でつながってしゃがみ、つながった状態で床を蹴って進む早さを競う。 2.水泳 スタートしたら両生類のようなハイハイですすむ。帰りは背泳ぎでかかとで床をけてすすむ。	軽快に

かりとした二足歩行を確立することにあると考えた。そして、「個体発生は系統発生を繰り返す」という法則に則って、魚類のように背骨だけをゆらゆらさせる動き→両生類のように、右手右足・左手左足をセットで交互に出してずり這いで進む動き→四つ足動物のハイハイ・高バイの動きの追体験をする運動を考案した。これら運動で、「足の第一趾（親指）の蹴りの力」を重視する。また、そのほかにも多彩なリズム遊びを生み出したが（表1）、つま先立ちで動くことを重視し、「足の親指の蹴り出す力」と「踵の支持力」の習得・充実に重点を置いている。そのことによって、しっかりとした土踏まずを形成し、足の裏の複雑な動きである「あおり動作」を円滑にする²²⁾。土踏まずの形成は、直立二足歩行の要である²³⁾。やがて、軽やかな音曲に乗ってメリハリある動きを自在に楽しみ、手と足、右と左の協応の力を育て、手先も器用で細やかな動きができる身体を作る。こうして、毎日のリズム遊びを通じて、「生物的ヒト」は「豊かな精神活動を行う人間

としての身体を獲得していく。

リズム遊びでは、こうした身体の成長を、「鍛錬」ではなく、音楽に合わせて動くうちに習得させようとする。その背景には、自然の持っているリズムを身体の内々に内在化させることをめざす〈律動〉、みんなで楽しく身体表現を行う〈自由表現〉と〈集団あそび〉、リズムを身体で感じ取り音楽の感性を養うことを重視する〈リトミック〉という3つの原理が理論的背景としてあり、楽しく継続することができるしくみの土台となっている²⁴⁾。

このようなリズム遊びの構成要素と子どもの育ちの関わりを分析してみると、図1のように示されよう。齋藤のリズム遊びは、音楽に合わせて体を動かす喜び、仲間と一緒に動きを合わせて体を動かす喜び、そして、生活や自然の中にあるものやお話の世界に心を一体化させる楽しさに満ち、また、民族の中で育てられてきたリズムや踊りなども自然に身体化できるように配慮されている。動き方の中に、速度の変化・リズムの変

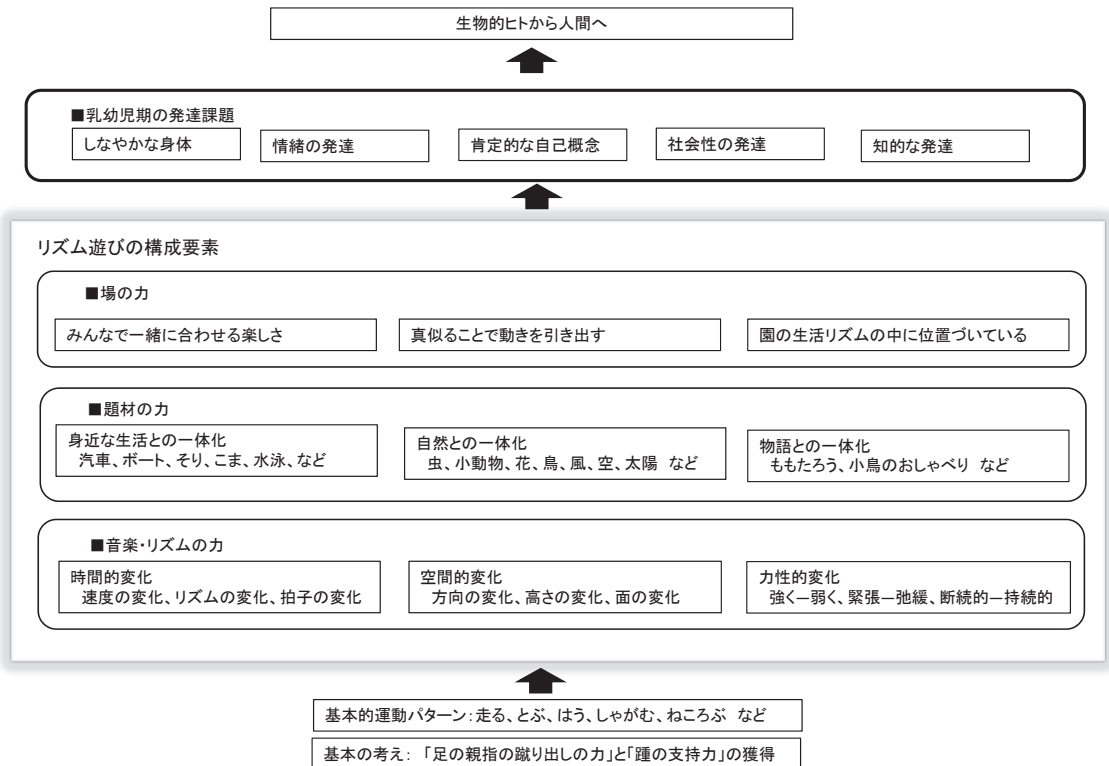


図1 子どもの発達と「リズム遊び」

化・拍子の変化という「時間要因」、方向の変化・高さの変化・面の変化という「空間要因」、強くー弱く・緊張ー弛緩・断続的ー持续的という「力性要因」という、動きを構成する3条件が組み合わされており、年齢に応じて、力強く、美しく動けるようになる。さらに、子どもたちが、自分で自分の出番を考えて動くため、自律性も養われる。

徹底的に足の親指の蹴り出しと踵で支える力を意識させ、リズムや音楽に合わせて、友達と一緒に合わせて全身運動をする。時には自分の動きを人に見てもらい、自信をつける。その中で、速い遅い、強弱、高低を自在に操れる身体をつくる。それを毎日、楽しく継続する。この齋藤のリズム遊びの中にある「音楽・リズムの力」「日常や自然界・物語のイメージから動きへという素材の力」「個と集団という場の力」も、楽しい運動遊びを育てる要素と指摘できる。

c) 「鬼遊び」の分析

鬼遊びは、洋の東西を問わず、昔から見られる遊びである。鬼遊びの中には、単純な鬼ごっこ型の遊びから、図形や陣地を利用したもの、子とり鬼型の花いちもんめや、人当て鬼型のかごめかごめや、かくれんぼ型の遊びなど、実に多様な遊び方が派生している。それは、鬼遊びが、子どもの心を引きつける普遍的な力を持っているからと考えられるが、その魅力の本質とは何であろうか。

「追いかけて、とらえようとする」と、それから逃げ、脱却しようとするものとの、たがいに競い合う一元的な関係という単純明快さ²⁵⁾が、まずは基本である。特に、鬼ごっこ型の鬼遊びの場合は、両者とも一心に走るという、最も単純で普遍的で活動量の多い動作が子ども達の希求するものと合致する。場所も問わない。平坦・起伏・凹凸・狭い場所・障害物あり・室内・室外等、どんな所でもできる。場所の変化が、子どもたちの運動意欲を引き出す。「やろう」と言えばその場で始まり、「もうおしまい」となれば、そこで終わる。与えられた環境の中で、創意工夫することによって面白さがでる。単純明快であるがゆえに、遊ばれる中で自然発展し、ルールの変更も自在である。従って、異年齢の者を包み込む。そして、興味深いのは、たとえば「だるまさんがころんだ」で、鬼に一步一步近づきながら、ドキドキ感を味わう遊びの中に観

察されるように、鬼遊びの魅力の本質にあるのは、ただ「走る・逃げる」という単純構造なのではなく、「捕まりたくない(でも、実は捕まえて欲しい)」「捕まえない(だけど捕まえてたくない)」という二律背反的な気持ち、子どもの心の中で錯綜し、そのかけひきの中で人間的なコミュニケーションがあり、遊びが進行していくところに、遊びが成立することなのである²⁶⁾。

鬼遊びは、子どもの自発性に支えられて緊張感を保ち続けている間は、生き生きと楽しまれる。「ルールやぶり」が出始めると、散漫になり、遊びが終わる。そこで、鬼遊びが白熱するためには、「ルールやぶり」がでないよう、状況に応じてルールを変えていく。子どもの自然な遊び集団が生活の中で機能しているときには、子どもたち自身でそれを行った。遊びの進行に合わせて、鬼役を増やしたり減らしたり、動きにペナルティをつけたり(片足けんけんにするなど)、遊び空間を狭くしたり広くしたり、陣地を作ったりなど、ルール変更の知恵の出し合いをしながら、いろいろな遊び方が子どもたち自身の手で作られていった。そこに、鬼遊びが多彩に遊ばれ続けてきた秘訣がある。

鬼遊びは、身体能力の発達だけではなく、社会性や工夫する力の発達など、子どもの全人的発達に寄与し、運動上手となる基礎を培う最適な遊びである。子どもの自由に任せることも大事だが、保育の場では、時には保育者が、鬼遊びの本質が「捕まりたくない…でも捕まりたい」「捕まえない…でも捕まえてほしい」という点にあることを知識として持ち、遊びの全体を見つめつつ、子どもの仲間となって、緊張感や一体感がより増すように自発的なルール変更を促し、遊びを支援することもまた大切である²⁷⁾。このことを敷衍して考えると、遊びの全体を本質から見つめる保育者の眼が、遊びの持続を助ける適切な支援をもたらし、子どもが経験する運動遊びの質を高めることになると考えられる。

以上、「森の幼稚園」「リズム遊び」「鬼遊び」の事例から、子どもの運動遊びを豊かにするための一般法則の抽出を試みたが、適切な環境設定や保育者の支援が、子どもの自律欲求を高め、運動意欲を向上させ、運動の量を増やす。多彩な運動動作が引き出され、習熟・洗練化され、運動上手となる土台を作る。そこで

の十分な遊び込みが、学童期に大切な「動ける身体」「知識・意欲」「コミュニケーション力」といった体育的学力の充実へとつながり、生涯スポーツへの基礎となっていくのである。

以上から、園児の運動遊びを引き出し、自らが動くことを楽しみながら、集団遊びを支援する保育者の役割は非常に大きい²⁸⁾。大人の型にはめるのではない。遊びの中にある楽しさそのものを、子どもとともに発見し楽しむ姿勢が大切である。

子どもの発達段階を見通した上で、日常の保育の中で身体を動かす遊びを構成していくのは、保育者ならではの仕事である。専門の運動指導員のピンポイントの運動指導ではのばせない資質であり、そこに、保育者としての専門性に関わる。その専門性を生かして園での遊びを充実させていくことは、「動ける身体」「生きる力」の土台を育む大切な役割となる。そうした保育者の力を育てるためには、保育者の運動の志向性が、保育にも影響することが指摘されているところから²⁹⁾、養成教育の中で、保育者自身が身体を動かすことの楽しさや工夫する楽しさを積み重ねるようなライフスタイルを持つことの大切さに動機づける教育ではないか。やはり、ここにも、保育者自身の生涯スポーツへの関わりが認められるのである。

4. 生涯スポーツ時代を意識した養成教育

ここまでを通して、21世紀に望まれる社会像の一つである生涯スポーツ社会の実現に向けて、小学校体育では「確かな知識と技術の習得」を主眼に運動の本質的な楽しさを経験させるような指導、就学前教育では、楽しい運動遊びの環境設定と支援力を高めることが確認された。養成教育では、こうした目的に向けて、体育授業や運動遊び展開の理論と方法を習得させていくことが主眼となるが、いずれにおいても、前提として、子どもに接する大人自身が、生涯スポーツを愛好する心を持つことが大切であることが示唆された。

そのためには、専門の教科内容・教科教育法の習得に加えて、スポーツに対する見方を広げ、深めるような教養教育プログラムの充実が必要ではないか。高校までの受動的な学校体育を終え、主体性を伴う成人への橋渡しの時期となる大学教育の中で、「身体を動かすと楽しい」「スポーツに関わるのが好き」「幸せにスポーツは不可欠」という姿勢を培えるよう、生きがい

や暮らしの豊かさとの関わりの中でスポーツの価値を考え、できる限りスポーツをしたり、見たり、応援したりする機会を増やすよう動機づけることは、その意味で意義があると考えられる。本節では、このようなスポーツの本質的価値への動機づけの教育として、具体的にどのような内容が考えられるかについて、考察をすすめていく。

2～4年間のカリキュラムの中で、すべての学生に対して必修で体育を課しているT大学で、体育を受講する学生の反応として、次のような事例が報告されている³⁰⁾。「私にとって体育の授業の印象は暗闇同然。運動することは好きだが苦手で、いつも下から数えたほうが早い。極度の運動音痴。(大学にまできて体育があり、それに向かわなければならないかと思うと苦痛)。同報告書では、過去の学校体育での苦いあるいは嫌な経験から、「大学まできて体育なんてやりたくない」という思いを抱えている学生が、新入生の約3割はいると述べられている。

つまり、小中高の学校体育の中で、運動に対して苦手意識を経験すると、自分の運動能力に劣等感を感じ、スポーツに距離感を抱かざるをえなくなる。しかし、同報告書で、「私は中学校や高校での体育の授業をどうして一度たりとも好きになることができなかったのかを理解した。私は自分自身の楽しみのため、さらにいえば幸せのために運動をしていなかったのだ」という受講者の言葉が取り上げられているように、意識づけ次第で、スポーツに対する積極的姿勢を作りなおすことができる。この授業では、トップアスリートの競技場面を教材にとり、そのパフォーマンスや敗戦の悔しさの中に人の生き方を重ね合わせ、スポーツの価値に目を向けさせるという。

この事例を参考にすると、生涯スポーツへ意識づける大学生プログラムとして、次のようなステップで考えるとよいのではないだろうか。まず、将来にわたる「自分の人生」に目を向け、その中で、人生を豊かに生きることに関わる健康面や生きがいの観点からスポーツの意義について知識を学び、注意を喚起する(講義・演習)。次に、深めてみたいと思うスポーツ、あるいは、やってみたことはないけれども関心があるスポーツを列挙し、自分に向く具体的なスポーツ種目を意識させる(演習)。そして、実際にやってみたり深めたりすることができるよう、選択的な実践プログラ

ムをメニュー化する（実践）。さらに、そのスポーツを持続的・発展的につなげるためのアドバンスの指導を行う。その中で「地域総合型スポーツクラブ」についても教授する（講義・演習）。このようなプロセスを経て、自分自身の生涯のクオリティライフの向上という観点から、スポーツを愛好することへ動機づける。

以上は、主に「する」という立場でのスポーツだが、加えて、スポーツの文化的価値の視点を講義で学ぶ。これは、次のようなことである。

「スポーツの文化的価値」とは、「誰もが為し得ないパフォーマンスを演じたり、ゲーム場面で従来考えられもしなかった戦術を展開したり、前人未踏の新記録を達成したりする行為は、人類の新たな可能性をひらくという意味で、真理や美を探求する科学研究や芸術活動と共通する文化的な意味を持っている」³¹⁾ というとらえ方である。

スポーツは、制度化されたルールと正確に決められた場所、妥協を許さない限定された時間という最高度の緊張の中で、究極の勝負が展開される。緊張を極めた選手のプレイやスポーツ空間は、観る者の熱中と歓喜を呼び起こす。観客は、素晴らしいパフォーマンスに出会うと思わず立ち上がって拍手を送り、観戦の後、余韻を楽しみながら日常性に戻り、再び次の試合への期待に胸を膨らませる。それは、優れた音楽やアートの鑑賞の後の気分と重なり合う。なぜ重なり合うかというと、競技者のパフォーマンスには、真善美の価値に根ざして至高のものへ近づこうとする精神が見いだせるからである。それ自体は、スポーツも音楽もアートも、同一のところにある。とりわけ、一瞬の身体の芸術であるスポーツは、最高の精神美・身体美に思いがけず出会うことのできる魅力に満ちている。それは、精神の迷いの時に力を与えるものを「古典」と呼び、文学や音楽や美術をその対象とするのと同じ並びに、スポーツが入ることを示している。スポーツはすぐれた文化的価値を有する。

このようなスポーツの文化的価値は、講義を通して意識づけていく。たとえば、息をのむすぐれた勝負の映像などをもとに、人間の精神と身体の可能性とスポーツの特異性は何かを講義する。そこに見る緊張感やかけひきは、子どもの遊びであるところの鬼遊びの緊張感とその構造は変わらない。すると、遊びと文化は通底するものとなる。このような見方を持つと、運

動上手への橋渡しとしての鬼遊びの価値を超えて、大人になって後の文化的な暮らしの源に子ども時代の遊びの充実があることが理解され、子どもの運動遊びの価値が再認識される。スポーツが、音楽やアート、文学・科学など、他の文化諸領域と同じ価値で見えてくる。

このような授業を、教員養成教育のカリキュラムに取り入れることは、専門科目での学びがたくさんあるため現実的には難しいが、一般教養の健康・スポーツ系科目と組み合わせることによって、可能性はある。そして、「スポーツが好き」「スポーツは健康に不可欠」「スポーツは文化であり、人間が人間であるためになくってはならない」という認識が深まるにつれ、一人ひとりにとってかけがえのない「生涯スポーツのライフスタイル」が構築されていく。それは、余暇時代の豊かな生活文化の創造につながると同時に、保育者・教育者の運動・スポーツへの感受性を豊かにすることであろう。

教員養成教育においては、学習指導要領の内容の理解、発達の理論、育ちに応じた支援のあり方、保育技術の習得、教授の内容・方法の基礎と応用など学ぶべきことがらはたくさんある。もちろん、それらは専門教育の基礎である。しかし、その一方で、上記のようなスポーツの文化的価値を人生の教養として学び、自らの生涯スポーツライフの設計につなげ、動機づけることも大切ではないか。そのことによって、スポーツに対する見方、感性が豊かになる。自身が豊かな感性を持ち、心身健康で自己実現を図っていくスポーツライフを生涯にわたり楽しみ、深め続ける。そういう人材は、子どもたちの楽しい運動遊びの「もの」「ひと」の環境構成や遊びの展開や働きかけの工夫も豊かになることであろう。決してスポーツ専門家ではなくても、スポーツを、心から愛する教員が、体育の授業を計画、運営する時、その先生が楽しく生き生きと動く姿に子どもたちも運動・スポーツが好きになり、スポーツ愛好者の裾野が広がっていく。こうしたベースの上に、「生涯スポーツ社会」は実現していく。

現代は、野球やサッカー、ミニバスケットボール、スイミング、剣道、空手等、たくさんのスポーツ少年団が学校外教育の場で活動している。その教育力は確かに大きく、そこで、スポーツ好きの子どもたちも輩出されてくるだろう。しかし、こうしたところに参加

できるのは、やはり恵まれた少年たちである。親に経済的・時間的余裕があり、子どもの方に目を向けているからこそ、スポーツ少年団の活動も成り立つ。

一方で、学校教育の役割は、文化的格差による教育の不利益を被らせないところにある。そういう学校教育の場で、体育・スポーツが好きになるような先生に出会う。その先生は、体育・スポーツの「専門」である必要はない。「愛好」という精神があることが大事である。スポーツを「する」「みる」「支える」ことを愛する先生のもと、運動・スポーツに触れる子どもが増える。そうして、裾野が広がり、地域型スポーツ施設も、箱物だけではなく、地域の内から生かされるようになったときに、本当の意味での生涯スポーツ社会が実現できるのではないだろうか。

5. おわりに

本稿では「生涯スポーツ時代の到来」を問題意識の背景におき、そこでの課題、それに向けての教育・保育の役割について、どうあるべきかについて考察を行った。そして、その「あるべき姿」を実現させるためには、子どもたちが、保育・初等教育の環境の中で、どういう「運動遊び」「体育」に出会うかが大切であり、その質を保証するのは、結局、保育者・初等教育教員のスポーツ観、あるいは人間性、感性であることが確認された。彼らが、子どもたちにとって幸せな体育との出会いを作る人材になるためには、彼ら自身が、スポーツに対して深い価値を認識し、スポーツを愛好する姿勢を持ち合わせていることが大切である。それは、彼ら自身の生活文化を豊かにする営みであるところから、これを豊かにするための、養成教育のあり方が検討されるべきではないかということが指摘された。そのため、専門の養成教育の内容に加え、一般大学体育との融合、そして教養としての文化・スポーツの理論に基づく生涯学習への動機づけが求められるのではないかということが結論として示された。

体育・スポーツは、「主要教科」に比べると、どちらかというと脇に追いやられがちな科目である。しかし、一方で、「体育が好き」という生徒は、他の科目よりも群を抜いて多く、「生きる力」をはぐくむ可能性に満ちた科目である。また、生活と遊びが一体である保育所・幼稚園の保育内容とは表裏一体といってもよい。

何よりも、人生において「動ける身体」は宝である。人生の豊かさと関わりあう体育・スポーツの教育は、もっと中心的役割を担わなければならない。そのためには、子どもたちの保育・教育の担い手となる保育者・教師の資質の向上が期待される。そこに関わる養成教育の責務は重い。

註および引用文献

- 1) 宇土正彦監修：学校体育授業事典、p.35、大修館書店、(1995)。
- 2) 日下裕弘・加納弘二：生涯スポーツの理論と実際（改訂版）、p.2、大修館書店、(2010)。
- 3) 佐藤豊・友添秀則編集：楽しい体育理論の授業をつくらう、p.53、大修館書店、(2011)。
- 4) 同上書、pp.282-283。
- 5) 同上書、p.283。
- 6) 同上書、p.100。
- 7) 黒須充：総合型スポーツクラブの近未来図、体育科教育第58巻第12号、pp.38-41、(2010)。
- 8) 内海和雄：イギリスのスポーツ政策との比較から見えてくるスポーツ立国戦略の問題点、体育科教育第58巻第12号、pp.42-45、(2010)。
- 9) 海老原均：地域スポーツクラブづくりと「生涯スポーツ振興」に関する課題—市民生活におけるスポーツの自覚化」にむけて—、びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要第63号、pp.63-73、(2009)。
- 10) 友添秀則：体育の人間形成論、p.83、大修館書店、(2009)。
- 11) 佐藤・友添編：前掲書、p.12。
- 12) 高橋健夫他編：体育科教育学入門、P.110、大修館書店、(2010)。
- 13) 杉原隆編：生涯スポーツの心理学、p.58、福村出版、(2011)。
- 14) 中村和彦ほか：観察的評価法による幼児の基本的動作様式の発達、発育発達研究 No.51、pp.1-18、(2011)。
- 15) 杉原隆他：幼児の運動能力と運動指導ならびに性格との関係、体育の科学 Vol.60.No.5、pp.341-395、(2010)。
- 16) ここでいう第一次的遊びとは、自然環境を生かした遊び。これに対して、第二次的遊びとは、おもちゃや児童公園の遊具などのように、自然そのものからはやや離れて人工的に創られた遊び環境、三次的遊びとは、テレビやゲームでの遊びのように、高度の抽象化されたものをベースに遊ぶ環境をいう。(外山滋比古「現

- 代の子どもの生活と遊び」、子どもの遊びとからだ・こころ研究会「子どもの遊びとからだ・こころ」シンポジウム記録、p.18、富士ゼロックス小林節太郎記念基金、1989)。
- 17) 石倉瑞恵：幼児の運動遊びの方法と環境に関する考察、名古屋女子大学紀要第 55 号 (人文・社会編)、pp.21-33 (2009)。
- 18) 同上
- 19) 丸山美和子：リズム運動と子どもの発達、p.113、かもがわ出版、(2007)。
- 20) 齋藤公子・小泉英明監修：子どもたちは未来、DVDブック第 3 巻、かもがわ出版、(2008)。
- 21) 同上書、はじめに p.1。
- 22) 同上書、p.21。
- 23) 丸山によれば、土踏まずの形成の有無は、運動能力の観点からみると、持久力の発揮と抗重力筋の強さに影響を及ぼす、(同上書、p.23)。
- 24) 齋藤公子：さくら・さくらんぼのリズムとうた、群羊社、(1980)。
- 25) かこさとし：鬼遊び、pp.5-6、青木書店、(1986)。
- 26) 同上書、p.193。
- 27) 小川博久：保育援助論、p.117、萌文書林、(2011)。
- 28) 小川博久：遊び保育論、萌文書林、(2010)。
- 29) 村中亜弥・西洋子、幼児の運動遊びの援助～保育者の運動経験との関連Ⅲ～、日本保育学会第 64 回大会発表要旨集、p.761、(2011)。
- 30) 萩原武久、新たな体育の始まりに、大学体育研究 No.29、筑波大学体育センター、pp.85-91、(2007)。
- 31) 佐藤・友添編：前掲書、p.75。
- 文部省：小学校学習指導要領、大蔵省印刷局、1958。
- 文部省：小学校学習指導要領、明治図書出版、1968。
- 文部省：小学校学習指導要領、大蔵省印刷局、1977。
- 文部省：小学校学習指導要領、大蔵省印刷局、1989。
- 文部省：小学校学習指導要領：全文と改訂の要点、明治図書出版、1999。
- 文部科学省：小学校学習指導要領、国立印刷局、2004。
- 文部科学省：小学校学習指導要領解説体育編、東洋館出版社、2008。
- オリンピック憲章 (2007 年版)
(<http://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2007.pdf>)
- スポーツ基本法新旧対照表
(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/07/27/1307830_01.pdf)
- スポーツ振興基本計画
(http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/plan/06031014.htm)
- スポーツ立国戦略の概要
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/08/_icsFiles/afieldfile/2010/08/26/1297039_01.pdf)
- 体育およびスポーツに関する国際憲章
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gjijiroku/020901hl.htm)

参照資料

- 池田延行・戸田芳雄編：小学校学習指導要領の展開・体育科編、明治図書、1999。
- 高橋健夫他編著、小学校学習指導要領の解説と展開、教育出版、2008。
- 竹村重和編、小学校学習指導要領はどう変わったか、国土社、1989。
- 前川峯雄・山川岩之助編：小学校学習指導要領の展開 体育科編、明治図書出版、1977。
- 宮畑虎彦編：小学校学習指導要領の展開 体育科編、明治図書出版、1968。
- 文部省：小学校学習指導要領体育科編、明治図書出版、1953。